

国立研究開発法人森林研究・整備機構役員給与規程

平成 13 年 4 月 1 日

13 森林総研第 29 号

最終改正 令和 6 年 3 月 27 日 (5 森林機構第 1156 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与は、常勤役員については俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第 3 条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）は、毎月 16 日（その日が職員就業規則第 50 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の 15 日以降のうち、その日に最も近い休日以外の日。以下「支給定日」という。）に、法令及び理事長が別に定めるところにより、常勤役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接常勤役員に支給する。

2 非常勤役員の給与の支給については、理事長が別に定める。

(俸 給)

第 4 条 常勤役員の俸給の月額は、次の表に掲げるとおりとする。

号 備	俸 給 月 額
1	708,000 円
2	763,000 円
3	820,000 円
4	898,000 円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる号俸とする。

- 一 理事長 4 号俸
- 二 理事 3 号俸以下

三 監事 1 号俸

- 3 理事長は、前項第2号に掲げる常勤役員について、その職務の困難度、業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、号俸を決定する。
- 4 理事長は、役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。
- 5 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。
- 6 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。
- 7 常勤役員が死亡により離職をしたときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。
- 8 第5項又は第6項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（地域手当）

第5条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程（13森林総研第47号）第4条第1項に規定する組織の事務所をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次の各号に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する常勤役員に支給する。

- 一 茨城県つくば市
- 二 茨城県日立市
- 三 神奈川県川崎市

- 2 地域手当の月額は、俸給の月額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。
 - 一 前項第1号及び第3号に掲げる事務所 100分の16
 - 二 前項第2号に掲げる事務所 100分の10
- 3 支給事務所に在勤する常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程（13森林総研第31号。以下「職員給与規程」という。）第14条第1項の規定による地域手当の支給を受けていた職員であって、引き続き常勤役員に任命された者（以下「職員から常勤役員になった者」という。）が当該任命に伴いその在勤していた事務所を異にして異動した場合（この者が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合と権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この条

において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合(職員から常勤役員になった者にあっては、当該異動の日の前日に受けていた職員給与規程第14条第2項の規定による地域手当の支給割合。以下この条において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
- 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国の職員等から引き続き常勤役員となった者(国立研究開発法人森林研究・整備機構役員退職手当規程(13森林総研第30号。以下「役員退職手当規程」という。)第5条第1項又は第2項に該当する者のうち、当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)について、異動後の支給割合が、国の職員等から引き続き常勤役員となった日の前日に在勤していた地域等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、当該常勤役員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 地域手当の支給については、前条第5項から第8項までの規定を準用する。この場合において、当該各項中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

(広域異動手当)

第6条 常勤役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は常勤役員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)

がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該常勤役員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、俸給の月額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

- 一 300 キロメートル以上 100 分の 10
- 二 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときには当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときには当該再異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 職員から引き続き常勤役員に任命された者（この者と権衡上必要があると認められる者として理事長が別に定める者を含む。）が当該任命に伴いその在勤する事務所を異にして異動した場合には、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前 3 項の規定により広域異動手当を支給されることとなる常勤役員が、前条の規定により地域手当を支給される常勤役員である場合における広域異動手当の支給割合は、前 3 項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前 3 項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（通勤手当）

第 7 条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難で

ある常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。)

二 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする常勤役員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤職員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である者 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者 12,900円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である者
15, 800 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である者
18, 700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である者
21, 600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である者
24, 400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である者
26, 200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である者
28, 000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である者
29, 800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である者 31, 600 円

三 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55, 000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第7条の2 常勤役員に任命され、又は事務所を異にする異動若しくは在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該任命又は異動若しくは事務所の移転の直前の住居から当該任命又は異動若しく

は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める常勤役員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した常勤役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である常勤役員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第10条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日にあたるときは、その直前の休日以外の日。第10条までにおいて「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職をした常勤役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその常勤役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その常勤役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、これを増額し又は減額するものとする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在（離職した常勤役員にあっては、離職をした日現在）において常勤役員が受けるべき次の各号に掲げるそれぞれの額の合計額とする。

- 一 傅給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額
- 二 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
- 三 傅給の月額に100分の25を乗じて得た額

- 4 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に離職をし、引き続き国の職員等となった場合には期末特別手当を支給しない。

- 5 国の職員等から引き続き常勤役員となった者（役員退職手当規程第5条第1項又は第2項に該当する者に限る。）の第2項の在職期間については、国の職

員等として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された者を除く。）

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員手当については、勤務1日につき28,700円の非常勤役員手当を支給する。

(非常勤役員の通勤手当)

第12条 第7条第1項の規定は、非常勤役員に通勤手当を支給する場合について準用する。この場合において、同項各号中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第13条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の適用については、第8条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの給与の臨時特例)

- 3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間と

いう。)においては、常勤役員に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 傅給 当該常勤役員の傅給の月額に100分の9.77(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該常勤役員の傅給の月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該常勤役員の傅給の月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- 四 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に支給減額率を乗じて得た額

4 特例期間においては、第11条の規定の適用については、同項中「29,000円」とあるのは「26,200円」とする。

5 第3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則〔平成13年12月4日13森林総研第1848号〕

この規程は、平成13年12月4日から施行し、改正後の独立行政法人森林総合研究所役員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則〔平成14年11月29日14森林総研第1645号〕

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(期末特別手当に関する平成15年3月31日までの読み替)

2 施行日から平成15年3月31日までの間における第7条の適用に当たっては、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の155」とあるのは「100分の180」と読み替えて適用するものとする。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた独立行政法人森林総合研究所役員給与規程(以下この項において「役員給与規程」という。)第7条第3項の規定にかかわらず、この規定により算

定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成14年12月1日（期末特別手当について第7条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び俸給の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額
- 二 継続在職期間について改正後の役員給与規程による俸給月額及び俸給等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

- 4 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第7条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成15年6月30日15森林総研第577号〕

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則〔平成15年10月31日15森林総研第1143号〕

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条及び第7条の改正部分及び附則第4項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読み替規定）

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第2項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替

えられた第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則〔平成17年12月1日17森林総研第1012号〕

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 18 年 2 月 1 日 17 森林総研第 1256 号]

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 18 年 3 月 31 日 17 森林総研第 1572 号]

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給の月額の改定に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員（理事長が別に定める常勤役員を除く。）には、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 条第 2 項に規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における役員給与規程の適用に関する特例)

- 4 平成 22 年 3 月 31 日までの間における改正後の役員給与規程第 5 条の適用については、同条第 2 項中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 12 を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 19 年 4 月 2 日 18 森林総研第 1576 号]

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給の月額に関する経過措置)

- 2 施行日の前日に独立行政法人森林総合研究所役員給与規程の一部を改正する規程（17 森林総研第 1572 号。以下「改正前の役員給与規程」という。）附則第 2 項の規定の適用を受けていた常勤役員で、施行日において引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受けることとなる常勤役員には、引き続き改正前の役員給与規程附則第 2 項の規定による俸給を支給する。

3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第5条第2項及び第3項並びに第8条第2項に規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(平成22年3月31日までの間における役員給与規程の適用に関する特例)

4 平成22年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第5条の適用については、同条第2項第2号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

5 平成20年3月31日までの間においては、改正後の役員給与規程第6条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(旧独立行政法人林木育種センター常勤役員に係る経過措置)

6 施行日の前日に独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の常勤役員であった者のうち、施行日において引き続き常勤役員となった者の第8条第2項の在職期間については、林木育種センターの常勤役員として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなすものとする。

(その他)

7 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日20森林総研第5号]

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧独立行政法人緑資源機構常勤役員に係る経過措置)

2 施行日の前日に独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）の常勤役員であった者のうち、施行日において引き続き常勤役員となった者の第8条第2項の在職期間については、緑資源機構の常勤役員として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなすものとする。

(俸給月額の特例)

3 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（以下「法」という。）第7条第2

項に規定する理事のうち国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程（13森林総研第47号）第302条第2項の規定により森林整備センター所長を兼ねる者については、第4条第2項の規定にかかわらず、4号俸とすることができます。

4 法附則第13条第1項に規定する監事の俸給月額は、1号俸とする。

（地域手当にかかる経過措置）

5 平成29年3月31日までの間、第5条第1項第1号の「茨城県つくば市」とあるのは「茨城県つくば市及び神奈川県川崎市」とする。

（その他）

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成21年5月29日21森林総研第307号〕

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則〔平成21年12月1日 21森林総研第1208号〕

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同各項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末

特別手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるものほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 22 年 3 月 31 日 22 森林総研第 1853 号]

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 22 年 12 月 1 日 22 森林総研第 1177 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成 22 年 6 月 1 日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるものほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 23 年 3 月 31 日 22 森林総研第 1690 号]

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 24 年 3 月 1 日 23 森林総研第 1420 号]

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
- 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に新たに常勤役員となった者にあっては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成 23 年 6 月 1 日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び同年 12 月 1 日において常勤役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 26 年 1 月 1 日 26 森林総研第 959 号]

(施行期日等)

1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成 27 年 3 月 31 日 26 森林総研第 1621 号]

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給の月額の改定に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員の俸給の月額が、施行日以後に号俸の変更により引き下げられた場合であって、かつ、当該常勤役員が前項の規定の適用を受けていた場合には、当該常勤役員には、前項の規定にかかわらず、当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額のほか、この規程による改正前の役員給与規程において当該変更後の号俸を適用した場合に定められる俸給の月額と当該変更後の号俸によりその者の受ける俸給の月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 4 前 2 項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項並びに第 8 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に規定する俸給の月額には、前 2 項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

附 則 [平成 27 年 12 月 21 日 27 森林総研第 1240 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成 28 年 3 月 31 日 27 森林総研第 1693 号]

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成28年12月1日 28森林総研第1110号〕

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則〔平成29年3月31日 29森林総研第1599号〕

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年11月30日 29森林機構第082901号〕

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月29日 29森林機構第121901号〕

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年11月19日 30森林機構第081403号〕

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月25日 30森林機構第121507号〕

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年11月28日 元森林機構第082602号〕

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則〔令和2年3月17日 元森林機構第121303号〕

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年11月20日 2森林機構第081802号〕

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則〔令和3年3月22日 2森林機構第121803号〕

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年5月30日 4森林機構第227号〕

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行（以下「施行日」という。）する。

(単身赴任手当の特例措置)

1 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受ける常勤役員で、その者が常勤役

員に任命された日に、改正後の役員給与規程が適用されていたとしたならば、単身赴任手当を支給することとされ、かつ、引き続き単身赴任手当の支給要件を満たす常勤役員には、施行日から単身赴任手当を支給するものとする。

(令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別手当の額に162.5分の10の割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。ただし、令和3年12月1日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）において国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程（13森林総研第31号）の適用を受ていた常勤役員にあっては、令和3年12月に支給された期末手当の額に107.5分の15の割合を乗じて得た額を調整額とし減ずるものとする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則〔令和4年11月29日 4森林機構第718号〕

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則〔令和5年3月27日 4森林機構第1076号〕

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年11月29日 5森林総研第796号〕

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第8条の改正規定を除く。）による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規

程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和6年3月27日 5 森林機構第1156号]

この規程は、令和6年4月1日から施行する。